

**第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての
事業者の見解**

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

17-1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 15 章に示したとおり、準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見はなかった。

17-2 知事の意見と事業者の見解

第 16 章に示した準備書についての埼玉県知事からの意見と事業者の見解は、表 17.2.1(1)～(2)に示すとおりである。

表 17.2.1(1) 準備書に対する知事の意見と事業者の見解

知事の意見		事業者の見解
全般的事項	隣接する既存の産業団地の整備等の状況を参考に、予測・評価の実施並びに環境保全措置及び事後調査の計画に努めること。	隣接する既存産業団地で得てきている経験を十分活かし、産業団地の維持管理を進めていながら、環境保全措置や事後調査を実施していきます。
騒音・振動及び大気質	<p>計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても整合を図るべき基準等を超えている地点及び時間区分があることから、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音について、より一層の低減に努めること。</p> <p>なお、計画地周辺には小学校、中学校等、環境保全上配慮を要する施設があることから、工事用車両及び関連車両の走行に当たっては十分注意するとともに、本事業による大気質への影響、騒音及び振動の影響を低減するよう努めること。</p>	<p>計画地周辺の小学校、中学校等に対しては、工事内容の情報を工事開始前に伝えて注意を促していきます。</p> <p>工事にあたっては、周辺環境への配慮から、資材運搬等の車両のアイドリングストップの励行や過積載の禁止などを施工業者に指導・徹底していきます。</p> <p>また、造成に伴う大気質、騒音及び振動の影響低減のため、建設機械に高負荷をかけたり、空ぶかしをしたりしないよう、施工業者に指導・徹底していきます。</p> <p>供用時の関連車両の走行については、工事中同様の環境配慮を進出企業に指導・徹底するとともに、事後調査の実施により、道路沿道での大気質、騒音、振動の影響を監視していきます。</p> <p><主な記載箇所> 第 10 章 10-1 大気質 (p.282～289、294～297) 10-2 騒音・低周波音 (p.335～338、342～343) 10-3 振動 (p.368～371、374～375) 第 13 章 13-2-1 大気質 (p.666～667) 13-12-2 騒音・低周波音 (p.669～670) 13-12-3 振動 (p.672～673)</p>
水質	事業地周辺環境への影響が出ないよう、工法及び工事中の排水処理に留意すること。	<p>本事業の工事においては、水環境に配慮した工法を選定するとともに、造成中は仮設沈砂池により降雨を集め、十分な土砂沈降をさせた後に放流先の許容を超えない範囲で放流していきます。</p> <p><主な記載箇所> 第 10 章 10-5 水質 (p.399)</p>
水象	透水性舗装の導入等、計画地内の道路、公園及び分譲地における地下水涵養に配慮すること。	<p>区画道路に付随する歩道については、透水性舗装による整備を計画しています。</p> <p>公園については、雨水浸透枡の整備を計画します。</p> <p>また、分譲地では、進出企業に対し、透水性舗装の駐車場整備や雨水浸透枡の整備を要請していくことで、可能な範囲で地下水涵養に寄与していきます。</p> <p><主な記載箇所> 第 10 章 10-6 水象 (p.416～417)</p>

表 17. 2. 1(2) 準備書に対する知事の意見と事業者の見解

知事の意見		事業者の見解
動植物及び生態系 (1) 工事計画	開発による動物の逃避が可能となるような工事計画を定め施工すること。	本事業では、造成工事を約 10 ヶ月かけて段階的に実施していく計画としており、動物が計画地外へ逃避しやすいよう、県道西宝珠花屏風線からそれぞれ南北に向かって造成範囲を広げていく計画です。 ＜主な記載箇所＞ 第 2 章 2-11-5 造成計画 (p. 39～40) 第 10 章 10-9 動物 (p. 485)
動植物及び生態系 (2) 特定外来生物への対応	計画地内で確認された特定外来生物については、可能な限り駆除するとともに、計画地外へ出ないよう適切に対処すること。	特定外来生物の駆除については、県担当部署から、事業ごとに自主的に行うよう指導されています。指導に従い、可能な限り駆除に努めていきます。
動植物及び生態系 (3) 環境保全措置	ア 公園及び緩衝緑地は、その機能を十分に果たすよう整備すること。植栽に当たっては計画地周辺の屋敷林空間（高木、低木、下草）の植物群落構成を考慮すること。また、進出企業が整備を行う場合は事業者が適切に指導を行うこと。	公園及び緩衝緑地の整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」に基づき、圏央道周辺の田園環境との調和の観点から、埼玉の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の創出に努めていきます。樹種選定にあたっては、地域風景になじむ樹種などを極力選定していきます。また、進出企業による緑地の整備については、上記のことを踏まえて要請をしていきます。 ＜主な記載箇所＞ 第 10 章 10-10 植物 (p. 513)
	イ 水路及び公園に湿性環境を創出し、湿性地環境に生息・生育する動植物の保全を図ること。	調整池脇に整備する 1 号水路及び公園の一部では、水湿地を生息・生育環境とする動物、植物のための環境を創出していきます。 ＜主な記載箇所＞ 第 10 章 10-9 動物 (p. 485) 10-10 植物 (p. 513)
	ウ ア及びイにより整備した公園、水路及び緩衝緑地については、適切な体制を構築し保全管理すること。	本事業で整備する公園、水湿地については、それぞれ適正な管理体制を構築し、維持管理していきます。 緩衝緑地については、進出企業に管理をゆだねますが、産業団地全体で一様の緑地が形成されるよう、指導をしていきます。 ＜主な記載箇所＞ 第 10 章 10-9 動物 (p. 485) 10-10 植物 (p. 513) 第 13 章 13-2-6 動物 (p. 677) 13-2-7 植物 (p. 678～679)
その他 (1) 事後調査	事後調査の調査項目や実施時期については、今後決定する進出企業の業種、稼働時期等を考慮した上で、柔軟な対応を検討すること。	事後調査の実施にあたっては、今後決定する進出企業の業種の特性などを考慮し、柔軟に対応していきます。
その他 (2) 環境影響評価書	環境影響評価書の作成にあたっては、出典、根拠等を明記し、住民が理解しやすい記載を心がけること。	環境影響評価書の作成にあたっては、住民が理解しやすい記載に努めました。